

訪問看護の利用料

令和6年6月1日改定

訪問看護ステーションなでしこ

介護保険ご利用の場合

訪問看護・訪問リハビリサービス利用料は次のとおりです。

① 1回あたりの利用料（訪問看護）

	訪問看護 (サービス提供体制加算含む)			介護予防訪問看護 (サービス提供体制加算含む)		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	320円	640円	960円	309円	618円	927円
30分未満	477円	954円	1,431円	457円	914円	1,371円
30分以上 60分未満	829円	1,658円	2,487円	800円	1,600円	2,400円
60分以上 90分未満	1,134円	2,268円	3,402円	1,096円	2,192円	3,288円

1回あたりの利用料（訪問リハビリ）

	訪問リハビリ (サービス提供体制加算含む)			介護予防訪問リハビリ (サービス提供体制加算含む)		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
20分	300円	600円	900円	290円	580円	870円
40分	600円	1,200円	1,800円	580円	1,160円	1,740円
60分	813円	1,626円	2,439円			

(訪問リハビリ)

- ※ 1日に2回を超えて訪問を行った場合は、1回につき100分の90を乗じた単位数を算定します。
- ※ 利用開始月から12月を超える要介護予防利用者の訪問看護を行った場合は、1回15単位減算した訪問看護費となります。

(訪問看護・訪問リハビリ)

- ※ 退院・退所当日の訪問は、主治の医師が必要と認めた場合に算定可能となります。
- ※ 自己の負担割合（1割・2割・3割）は前年度所得に応じて異なります。
- ※ 計画の時間を越えた場合は訪問に要した時間相当の料金をいただく場合があります。

②・特別管理加算 I 1月に1回 1割負担500円 2割負担1,000円 3割負担1,500円

- ※ 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、または気管カニューレ、留置カテーテル管理、胃瘻造設管理、経管栄養管理の状態の利用者。

・特別管理加算 II 1月に1回 1割負担250円 2割負担500円 3割負担750円

- ※ 人工呼吸器、在宅酸素の管理・自己導尿指導管理等、及び人工肛門又は人工膀胱造設管理、重度の褥瘡（真皮を超える状態）、点滴注射を週3回以上行う状態の利用者。

③ 緊急時訪問看護加算 1月に1回 1割負担600円 2割負担1,200円 3割負担1,800円

- ※ 利用者の同意を得て利用者またはその家族等に対して、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。

④ 早朝・夜間・深夜加算

早 朝	(6 : 00 ~ 8 : 00)	25%の加算
夜 間	(18 : 00 ~ 22 : 00)	25%の加算
深 夜	(22 : 00 ~ 翌朝 6 : 00)	50%の加算

⑤ 複数名訪問加算

		1 割負担	2 割負担	3 割負担
複数名訪問加算 I 2 人の看護師が同時に訪問を行う場合	30 分未満	254 円	508 円	762 円
	30 分以上	402 円	804 円	1,206 円
複数名訪問加算 II 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合	30 分未満	201 円	402 円	603 円
	30 分以上	317 円	634 円	951 円

⑥ 長時間訪問看護加算 1 回につき 1 割負担 300 円 2 割負担 600 円 3 割負担 900 円
特別管理加算の対象となる利用者に対して、ケアプランに基づいて 1 時間 30 分以上の訪問をおこなう場合加算となります。

⑦ 初回訪問加算 初回時 1 割負担 300 (350) 円 2 割負担 600 (700) 円 3 割負担 900 (1,050) 円
訪問看護初回月に 1 回加算されます。ただし退院時共同指導加算を算定した場合は頂きません。
() 内の数字は主治医の指示のもと、退院当日に初回訪問した場合の金額。

⑧ 退院時共同指導加算 初回時 1 割負担 600 円 2 割負担 1,200 円 3 割負担 1,800 円
退院または、退所後の初回の訪問看護の際に 1 回 (特別な管理を要する方は 1~2 回) 加算されます。
※ 主治医と連携し在宅生活に必要な指導を行い、その内容を文書に提供した場合

⑨ 看護体制強化加算

要介護者 1 割負担 550 円 2 割負担 1,100 円 3 割負担 1,650 円
要支援者 1 割負担 100 円 2 割負担 200 円 3 割負担 300 円

⑩ ターミナルケア加算 死亡月 1 割負担 2,500 円 2 割負担 5,000 円 3 割負担 7,500 円
在宅での死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上 of ターミナルケアを行った場合に加算となります。
※ 搬送先医療機関で 24 時間以内に死亡された場合は算定させていただきます。
※ 要支援 1・2 の介護予防の方は対象になりません。

⑪ その他

- ※ 介護保険の支給限度額を超えてのサービスは、限度額を超えた料金については 10 割負担となります。
- ※ 日常生活上必要とされる消耗品、衛生材料等の費用については実費となります。
- ※ 自宅で亡くなられた場合の訪問は保険 (介護・医療) の対象外となります。(別紙参照)
- ※ 死後の処置 (訪問看護に引き続いて家族の希望で行ったとき) については、処置料として実費 15,000 円が必要です。
- ※ 前日 17 : 30 以降に訪問をキャンセルされた場合、キャンセル料 3,000 円が必要になる場合があります。

<利用料金のお支払い方法>

訪問看護利用料の納付は、下記のいずれかの方法で手続きくださるようお願い致します。

1. 口座振替 (但馬信用金庫・JA たじま・但馬銀行)
2. 市内金融機関の窓口にて振り込み
3. 立雲の郷窓口にて入金

※ 請求書・領収書は翌月の中旬にお渡し致します。